

## [事案 22-19] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

平成 22 年 12 月 22 日 裁定終了

### <事案の概要>

申込書類は偽造されたもので、契約内容は要望した内容と異なるので、契約無効と既払込保険料返還を求め申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 19 年 8 月、妻を窓口で積立型終身保険に加入した。その後、21 年 9 月に加入時の担当者が死亡し、新担当者に契約内容を確認したところ、要望していた保険の内容と加入した保険の内容が異なっている（保険期間、保険金額、積立部分保険料等の相違）ことに気が付いた。

申込書の保険契約者欄も妻が代筆し、押印された印鑑は申込書を担当者が持ち帰って押印したもので、申込書は偽造されたものである。また、意向確認書の署名は自分が自署したものではないし、家族のものでもない。したがって、契約は無効であり、既払込保険料を返還して欲しい。

### <保険会社の主張>

下記のとおり、申立契約は有効に成立しており、申立人の主張は理由が無く、請求に応じることができない。

- (1) 署名については、申込書につき申立人が自署していることを申立人自身が認めている。申込書と意向確認書の筆跡は、本件の裁定申立書の筆跡と同一である。すなわち、申込書も意向確認書も偽造された文書ではなく、申立人が作成した文書である。
- (2) 申立人は、意向確認書の署名をし、保険契約の内容が自身の意向に沿ったものであることを認めたとうえで、同日に申立契約の内容が記載された申込書に署名しており、錯誤はない。
- (3) 申立人に対して、平成19年8月頃に保険証券を、20年10月頃には契約内容を記載したインフォメーションを送付しているが、申立人はいずれについても苦情を申し立てておらず、これは、偽造でないこと、錯誤が無かったことを裏付けるものである。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の妻からの事情聴取(当審査会の照会に対する申立人から提出された回答書面によれば、申立人は、生命保険契約の締結に関する一切の権限を妻に付与していたことが認められる)の内容にもとづいて審理した結果、下記のとおり、申立内容を認めるまでの理由がないことから、生命保険相談所規程第 44 条を適用し、裁定書により理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

#### (1) 偽造の主張について

下記理由により、申立契約の申込書の署名押印は、申立人より一切の権限を付与された妻の意思に基づいてなされたといえるので、偽造の主張を認めることはできない。

- ① 申込書の保険契約者欄の筆跡は、妻申立ての裁定案件に係る裁定申立書の申立人氏名欄の筆跡と同一と認められ、申込書は、妻の供述のとおり、妻の代筆と認められる。
- ② 押印が、いつ、どこで、どのような印鑑を使用してなされたのか判然としないが、申込書は妻が代筆していること、申込書の作成から1週間後に、申立人は生命保険面接士と面接し告知書に自署し告知を行っていること、その後、保険証券が送付されてきたことは妻も認識していることから、押印は、妻の了解のもとになされたものと認めざるを得ない。

(2) 錯誤の主張について

下記理由により、生命保険契約の締結に関する一切の権限を申立人から付与された申立人の妻の錯誤の主張を認めることはできない。

- ① 申立人の妻の事情聴取によれば、要望については口頭で知人を通じて募集担当者に伝え、契約前に募集担当者が用意した何パターンかのプランを示され、保険料を見て契約する保険を決めたが、設計書は募集担当者が持ち帰ったと述べている。
- ② 申立人の妻が知人を通じてどのような要望を伝えたのかについて証明する証拠はないが、妻は、募集担当者が用意した幾つかの設計に基づき説明を受け、最後は保険料で契約を決めたと言っており、仮に、契約前に希望した内容があったとしても、契約時に改めて判断して契約していると認められる。

(3) 意向確認書の筆跡について

当審査会としては、意向確認書の筆跡は申立人の妻のものではないかと考えるが、仮に、妻の筆跡でないとしても、そのことを以ってして、直ちに申立契約が無効または取消しが認められるわけではないので、本件の結論に影響しないと判断する。